

2021 年 10 月 1 日

お客さま各位

西京信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は、西京信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

当金庫では、預金残高が 1 万円未満の普通預金等の解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱開始に伴い、以下のとおり、預金規定を改定させていただきます。

なお、改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定する預金規定

- ・ 普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定
- ・ 普通預金規定
- ・ 決済用普通預金規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定

2. 改定内容

各条項の下線部が今回改定されております。

- ・ 普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定

10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 前記(1)の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 前記(1)における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けずに本人の署名をもってこれに代えることができます。

- ・ 普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

・ 納税準備預金規定

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 前記(2)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

個人のお客さまで預金残高 1 万円未満の口座解約については、お客様ご本人がお通帳を持参し、免許証またはマイナンバーカードにより本人確認ができる場合に限り、届出印の押捺を不要とするお取扱い。

3. 改定日

2021 年 11 月 1 日

詳しくは窓口までお問い合わせください。

以上